

中津川市 循環型社会形成推進地域計画（第3期）

令和4年2月

岐阜県中津川市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水の処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設の整備	11
(4)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
	添付資料 1 対象地域図	14
	添付資料 2 目標の設定に関するグラフ	15
	添付資料 3 分別区分説明資料	16
	添付資料 4 現有処理施設の概要	17
	様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和元年度)	18
	添付資料 1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	20
	添付資料 2 地域内の施設の現況と予定(位置図)	22
	様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (令和元年度)	23
	様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	24
	参考資料様式 2 施設概要(エネルギー回収施設系)	25
	参考資料様式 6 施設概要(浄化槽系)	26
5	ハザードマップ	27

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	中津川市
面積	676.45 km ²
人口	78,486人(平成31年3月31日現在)

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は中央アルプスの最南端に位置する恵那山や東西に流れる木曾川等、雄大な自然や豊かな緑に囲まれ、古くは中山道木曾路の宿場町として栄えてきた。また、近年の企業誘致によって工業生産も飛躍的な発展を遂げており、2027年にはリニア中央新幹線の岐阜県駅と中部総合車両基地ができることから、リニアを活かすまちづくりを進めているところであるが、その一方で生活環境、生活様式の変化によるごみの増加や河川の汚濁といった課題も生じている。

そのような中、本市では、平成28年3月に第三次中津川市環境基本計画を策定し、“自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川”を中津川市が目標とする将来都市像として掲げている。

本市では、循環型社会を構築するため、平成16年3月に竣工した「中津川市環境センター」を情報提供、啓蒙・啓発及び学習活動の拠点として有効に活用し、行政の立場から率先行動に努めているところであるが、これまでは資源ごみは中津川市資源センターへ、それ以外のごみは中津川市環境センターで処理しており、両施設が離れた場所にあることから職員の配置及び作業重機の配備等、あまり効率的ではなかったため、「中津川市環境センター」の隣接地にストック機能を有したリサイクルセンターを一体的に整備し、効率的なごみ処理を実現するとともに、カン類、ビン類、ペットボトル等の資源化を推進する他、小型家電リサイクルへの取り組み、各種ソフト的な施策についても実効性を検証しながら計画的に展開・充実を図っているところである。

生活排水については、河川や農業用排水路の水質汚濁及び悪臭が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきていることから、本市においても生活排水処理対策が急務となっており、水環境保全及び水循環に係る市民の自覚と協力のもと、市民・事業者・行政が一体となって水質の維持改善と自然環境の保全を推進し、清流を守り続けるものとする。

特に集落の形態をなしていない分散している家屋については、合併処理浄化槽による処理を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している家屋においても個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を推進する。

現在、本市のし尿・浄化槽汚泥等は、令和元年12月より稼働開始した「中津川市汚泥処理センター」で処理しており、今後は、より効率的な処理体系を構築していく方針である。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

岐阜県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現をはかるため、市町村の意見をふまえながら、令和4年3月末（2021年度末）を目途に「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定する予定である。

中津川市は、清掃センターと恵北清掃センター（焼却施設）を平成16年に環境センターとして統合するなど、施設の集約化を進めてきたところであるが、今後も現有施設の更新を見据えて近隣市町村と連携した広域化処理について検討していく方針である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収も含め、27,617 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,807 トン、リサイクル率 $[(直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)]$ は 17.4%である。

中間処理による減量化量は 20,454 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 9.6%に当たる 2,356 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 18,778 トンである。中津川市環境センターガス化溶融施設では、ごみ処理に係る熱エネルギーを有効利用するため、発電及び場内給湯等による熱利用を行っている。

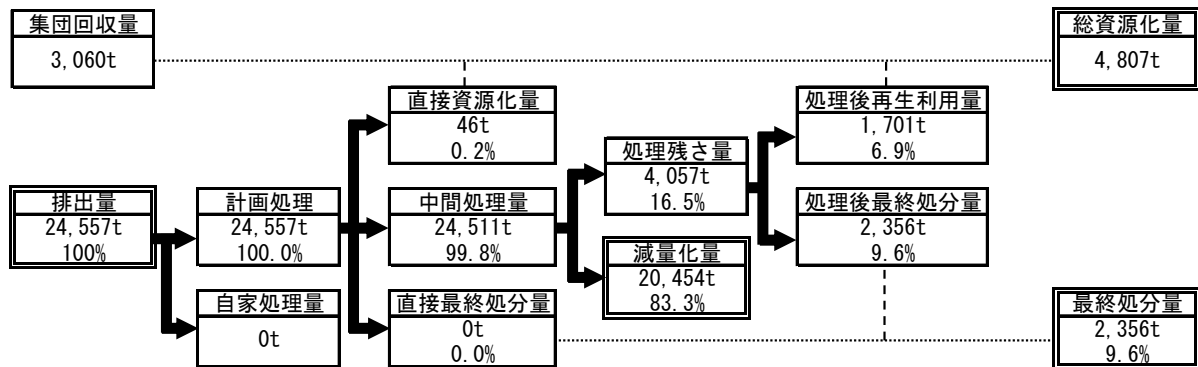


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 30 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 78,486 人であり、汚水衛生処理人口 (平成 30 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。)は、60,633 人、汚水衛生処理率 77.3%である。

し尿発生量は 9,599k l /年、浄化槽汚泥発生率は、15,587k l /年であり、処分量 (=収集・運搬量)は 25,186k l /年である。

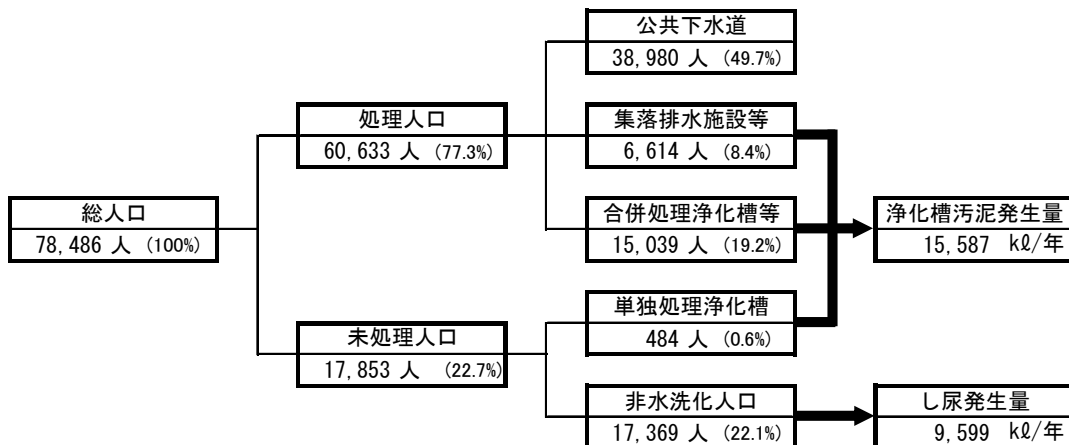


図 2 生活排水の処理状況フロー (平成 30 年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (平成30年度)		目 標 (割合※ ¹) (令和8年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	6,908 トン		7,125 トン (+3.1%)	
	1事業所当たりの排出量※ ²	1.7 トン/事業所		1.8 トン/事業所 (+5.9%)	
	生活系 総排出量	17,649 トン		13,490 トン (-23.6%)	
	1人当たりの排出量※ ³	212.9 kg/人		168.2 kg/人 (-21.0%)	
合 計	事業系生活系排出量 24,557 トン		20,615 トン (-16.1%)		
再生利用量	直接資源化量	46 トン	(0.2%)	45 トン	(0.2%)
	総資源化量	4,807 トン	(17.4%)	6,882 トン	(27.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	5,636 MWh - GJ		3,610 MWh - GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	2,356 トン	(9.6%)	1,863 トン	(9.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

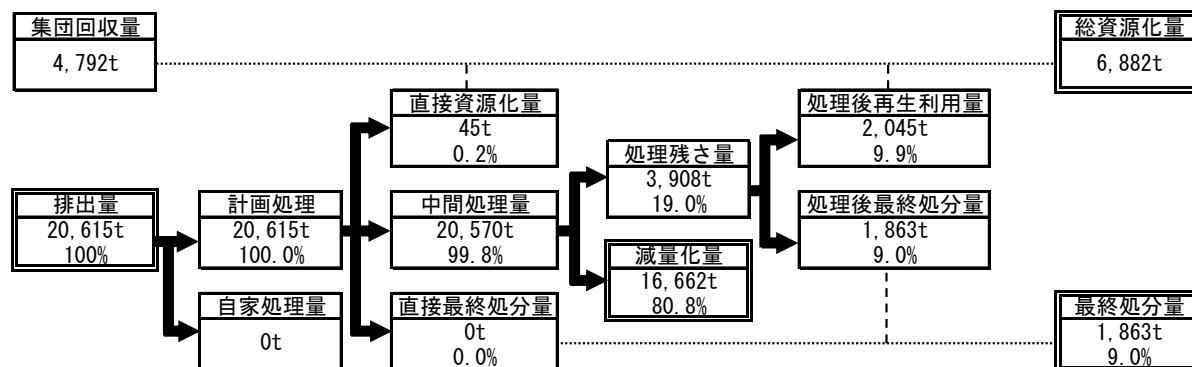


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和8年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水の処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和 8 年度中間目標
処理形態別人口	公共下水道	38,980 人 (49.7%)	38,245 人 (53.1%)
	農業集落排水施設等	6,614 人 (8.4%)	6,032 人 (8.4%)
	合併処理浄化槽等	15,039 人 (19.2%)	15,516 人 (21.6%)
	未処理人口	17,853 人 (22.7%)	12,207 人 (16.9%)
	合 計	78,486 人	72,000 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	9,599 キロリットル	6,486 キロリットル
	浄化槽汚泥量	15,587 キロリットル	15,462 キロリットル
	合 計	25,186 キロリットル	21,948 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 3Rの推進

現在、生活系ごみへの指定袋の導入、事業系ごみへの従重量制による課金によって有料化を行っている。

- ・不要品紹介制度等を検討する。
- ・大型ごみから再生した家具等の販売継続と市民団体等との連携による運営方法を検討する。
- ・未だ燃えるごみに相当量が混入している紙・布類等について分別排出を徹底する。
- ・集団資源回収活動の拡充と活動の活性化を図るとともに活動を通じて資源化意識の高揚を図る。
- ・各地域に設置したリサイクルボックスの整備と利用促進を進める。
- ・刈草・剪定枝をリサイクルセンターまたは民間施設にて資源化することを検討する。
- ・事業者と連携し、店頭回収の活用について周知徹底する。

イ 環境教育、普及啓発、助成

①公共施設等を活用した広報・啓発活動の推進

- ・中津川市環境センター、公民館、図書館等の公共施設を活用した広報・啓発活動を推進する。
- ・中津川市環境センターへの来場者に展示設備、再生品、あるいは資源化作業等を見学してもらうことによって市民・事業者の施設への理解及び有効活用、啓発を促す。

②環境情報のタイムリーな提供、質的充実

- ・広報会単位で設置している「住みよい環境づくり推進員」を中心として、ごみ処理の厳しい状況に関する情報提供をはじめ、ごみの排出抑制、資源化促進に対する一人ひとりの認識を深めてもらうための啓発及び指導を行う。
- ・ごみ及び環境に関するデータや情報を整理・モニタリングし、地域の環境情報として取りまとめておく他、リサイクル関連法や分別収集等に関する住民説明会を必要に応じて開催し、市民・事業者の意識高揚、協力に対する理解を求めていく。
- ・イベントの開催情報やリサイクル関連法の周知等、情報提供にあたっては、市民・事業者のニーズ、環境教育的な観点、取組への波及効果等を勘案し、内容の充実を図るとともに、タイムリーな提供に努める。
- ・チラシ、パンフレット、広報等による広報・啓発活動を継続・充実させる。また、ごみの減量化及びリサイクルに関する特集、リサイクルマニュアル、副読本、専門誌等の配布等を通じて市民・事業者の意識高揚を図る。
- ・環境負荷が少ない商品を製造・販売している事業者やその活動等を広く市民に周知する。
- ・容器包装廃棄物等の分別排出優良地区、再生利用優良事業者等を紹介・広報することによって市民・事業者・行政が一体となったりサイクル活動を推進する。

③学校教育及び生涯学習、勉強会等を通じた広報・啓発活動の推進

- ・環境に配慮したライフスタイルの形成には、特に幼少期における学習が果たす役割が大きいため、学校教育を通じた環境学習の機会を積極的に提供する。また、学校教育における環境教育

の質的充実を図るため、教員等に対する環境教育についても検討する。

- ・学校教育、生涯学習等における環境講座等の実施にあたっては、PTAや地域のNPOと連携し、実践的な学習プログラムを系統的かつ継続的に推進する。

④参加・体験型の活動の場や機会の充実

- ・フリーマーケットや、ごみの排出抑制に係るキャンペーン活動等、ごみ問題を考える契機となるPR型のイベントを定期的に企画・開催するとともに、環境フェア、シンポジウム、活動体験等、ごみに関する意識向上、取組の活性化に寄与するイベントや機会の充実を図る。
- ・ごみの排出抑制・リサイクルに関する取組を地域のイベント等に組み込み、市民の参加を促す。
- ・イベント等参加者へのアンケート、追跡調査等を行い、その結果を今後のイベントの企画・運営に活かすことによって成果が期待できるものに改善していく。
- ・リサイクル活動の一環としてシンボルマーク、イメージキャラクター等を採用し、人々が楽しみながら活動するための工夫をする。

⑤助成・補助制度等の見直し・充実

- ・PTAや子ども会等の団体が実施している資源の集団回収に対して奨励金を交付し、一層の資源化・減量化を推進するとともに、環境保全活動に対する意識の高揚を図る。
- ・既存の助成制度について、助成方法や助成金額等の見直し・充実を図るとともに、必要に応じて新しい補助制度等の創設を検討し、市民及び事業者の活動を支援する。
- ・市民等の認知度が低い補助制度等については、地域に広くPRし、取組の普及を促す。
- ・リサイクルボックスについては、地域へ移管した後の管理状況等を把握するとともに、設置基数の拡充を促す方策を検討する。
- ・消費者グループやボランティアグループが実施する不用品交換会やフリーマーケット等、市民等が自主的に主催するイベントに対して会場や保管場所の確保等について支援・協力する。
- ・先進的・意欲的な活動を展開している団体、事業者等の活動を注視し、同活動の支援やPRを行う他、市民等への積極的な情報提供によって活動の動機付け、活性化を図る。

⑥活動リーダーの設置・育成、交流・ネットワークの構築

- ・フリーマーケットの開催等、リサイクルに有効な活動を率先して行うリサイクルリーダーを育成し、住民参加によるリサイクルの促進を図る。また、活動を維持するため、リサイクルリーダーを個人レベルではなく、組織化して位置付け、ネットワーク化を図る。
- ・活動団体等が交流する場を設け、コミュニケーションの形成・活性化、連携の機会を提供し、活動の輪の拡充に努める。
- ・環境政策の検討等にあたって市民・事業者の参加・協力のもと、合意形成が図れる仕組み作りを進める。

ウ ダンボールコンポストの普及啓発

本市の燃えるごみには多量に水分が含まれており、その大半が生ごみ由来のものであると考えられることから、ダンボールを利用して生ごみの堆肥化を行うダンボールコンポストの普及・啓発により、生ごみの減量化及び資源化を図る。

エ レジ袋削減と詰替商品の購入促進

レジ袋の削減やマイバッグの活用等が市民に浸透するよう啓発し、市民や事業者へ協力を要請する。また、詰替商品は特にプラスチック系ボトルの排出削減に寄与すると考えられることから、市民や事業者に対し購入を促進するよう周知啓発を行う。

オ 有料化

現在、生活系ごみへの指定袋の導入、事業系ごみへの従重量制による課金によって有料化を行っている。今後はごみの排出抑制や資源化促進、あるいは費用負担の公平性確保のため、より効果的、かつ適正な料金徴収方法、処理手数料について随時検討を続けていく。

カ 生活排水対策

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知徹底を図る。特に台所での対策等、家庭でできる対策について、地域毎の集会等を通じて周知する。

(三角コーナーの使用、食べ残しの無い調理、米のとぎ汁や風呂排水の再利用、洗濯用洗剤の適量使用等)。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

中津川市環境センターのリサイクルセンターにおいて、カン類、ビン類、ペットボトル、小型家電等の資源化の促進と効率的な施設運用を図る。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業活動に伴って生じる廃棄物の排出抑制・資源化に努めることはもとより、原則として事業系一般廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。なお、市は事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させるとともに、同計画の管理を行うことによって事業系一般廃棄物の発生を抑制するものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

更新した中津川市環境センターでは、汚泥乾燥施設を併設している。この施設では、下水汚泥を受け入れ、乾燥処理後に、熔融施設で処理を行う。

その他の産業廃棄物については、排出者責任の原則に基づき、可能な限り排出抑制、資源化・再生利用を行った上で、自らの責任において適正に処理するか、産業廃棄物処分業者へ処理委託するよう指導していくものとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、現在都市化された地域及び都市化が認められる地域では公共下水道を、農業振興地域では農業集落排水施設の整備を進めており、大半の区域は面整備が完了している状況にあるが、面整備が完了していない区域等への合理的な施設整備手法を検討しつつ、水洗化率の向上を推進していくものとする。

これらの区域から外れた地域については、合併処理浄化槽の整備を推進する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 中津川市環境センターのリサイクルセンターにおいて、カン類、ビン類、ペットボトル等の資源化と併せ、小型家電リサイクルに取り組む。
- ◇ 中津川市環境センターにおいて生成されるスラグについては、引き続き建設資材としての有効利用先を開拓する。
- ◇ 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◇ 今後も、燃やせるごみの発生抑制・資源化を図るとともに、その他の燃やせないごみや資源ごみ等のリサイクルを推進していく。

表 3 中津川市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 [平成30年度]				今 後 [令和 8 年度]						
分 別 区 分		処理方法	処理施設等	処理量 (トン)	分 別 区 分	処理方法	処理施設等		処理量 (トン)	分 別 区 分
							一次処理	二次処理		
燃えるごみ		焼却・溶融 (エネルギー回収)	中津川市環境センター (エネルギー回収施設) (発電)	14,448	燃えるごみ		中津川市環境センター (エネルギー回収施設) (発電)	中津川市環境センター (最終処分場)	9,935	燃えるごみ
燃えないごみ		破碎・選別、 圧縮・減容、貯留		805	燃えないごみ			中津川市環境センター (エネルギー回収施設) (発電)	655	燃えないごみ
大型ごみ				1,454	大型ごみ				1,517	
資源ごみ	ビン類	選別、減容、貯留	中津川市環境センター (不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設) (リサイクルセンター)	537	資源ごみ	ビン類	選別、減容、貯留	中津川市環境センター (不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設) (リサイクルセンター)	440	ビン類
	カン類	選別、圧縮、貯留		122		カン類	選別、圧縮、貯留		94	カン類
	ペットボトル	選別、圧縮・結束、貯留		142		ペットボトル	選別、圧縮・結束、貯留		119	ペットボトル
	牛乳パック	貯留		2		牛乳パック	貯留		2	牛乳パック
	食品トレー	貯留		2		食品トレー	貯留		2	食品トレー
	硬質ごみ	選別、貯留		54		硬質ごみ	選別、貯留		49	硬質ごみ
	有害ごみ	貯留(乾電池) 破碎、貯留(蛍光灯)		35		有害ごみ	貯留(乾電池) 破碎、貯留(蛍光灯)		35	有害ごみ
	廃食用油	売却		2		廃食用油	売却		3	廃食用油
	雑紙	売却		3		雑紙	売却		601	紙類
	布類回収	売却		43		布類回収	売却		3	雑紙
			拠点回収 (リサイクルセンター) (リサイクルボックス)			布類回収	35	布類回収		
						小型家電	売却	宅配回収	—	小型家電

※中津川市におけるごみの分別区分について、添付資料3に示す。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収施設 中津川市環境センター ガス化溶融施設	中津川市環境センター ガス化溶融施設基幹的 設備改良事業	98 t/日	中津川市駒場 2261-6	R2～R6

※ 現有処理施設の概要を添付資料4として添付した。(現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)
また、地域計画期間外の将来的な事業を記載する場合は、整備施設種類の名称の最後に(予定)と記載し、事業基幹を括弧書きで記載すること。(基本的に将来的な事業の記載は不要である。)

(整備理由)

事業番号1 既存施設の機能回復及び先進的設備導入により CO₂排出量を3%以上削減する。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	3,583	480	1,248	R2～R7
その他地方単独事業	165	0	0	
合計	3,748	480	1,248	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

容器包装廃棄物等の資源ごみについては、実態に即した回収量見込みの把握に努めるとともに、処理コストを低減すべくフォローアップを行うものとする。また、これまで以上に資源化を促進するため、安定した独自ルートの開拓・確保に努める。

中津川市環境センターにおいて生成されるスラグについては、平成 18 年 7 月に「一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材 JIS A 5031」及び「一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ JIS A 5032」として制定されたことをふまえ、供給・利用先の開拓・確保に努めるほか、公共事業等における利用を促す等、需要の拡大を図るものとする。また、溶融飛灰についても有効利用が可能かつ安価な処理方法について調査・検討を継続する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電、パソコン等のリサイクルについては、個別のリサイクル法に基づき、適切に回収、再商品化がなされるよう関係団体や小売店等と協力して普及・啓発を図るものとする。

ウ 不法投棄の対策

ごみ投棄マップの作成や広報等による啓蒙・啓発の他、地域の町内会等と一体となった啓発活動により、監視やパトロールの強化、連絡体制の構築、街灯の設置等を行い、不法投棄を未然に防止するものとする。なお、連絡体制については、郵便局等との提携による連絡体制を構築する等、早期発見・早期対処の視点から、より効果的な方法を検討し、体制の強化・充実を図るものとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

現在、平成 24 年度に策定した中津川市災害廃棄物処理基本計画の見直しを進めているところであり、これに併せて発災初動期から応急対応期の具体的かつわかりやすい行動内容を災害廃棄物対応マニュアルとして作成している。

本市は岐阜県内 42 市町村のうち唯一、東海地震「地震防災対策強化地域」及び「同推進地域」の両方に指定されていることから、「災害廃棄物対策指針暫定版 平成 24 年度 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」、「水害廃棄物対策指針 平成 17 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」、「岐阜県地域防災計画」、「岐阜県地震防災行動計画」及び「中津川市災害廃棄物処理基本計画」等に基づき、復旧時における減災対策として災害廃棄物の適正かつ円滑な処理体制を確立する計画である。

また、大規模災害、あるいは清掃施設被災のために清掃活動、災害廃棄物の処理等が困難な場合に備え、周辺地域や県等との連絡・連携体制を構築し、広域的処理体制の確保を図るものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

中津川市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて岐阜県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料1 対象地域図

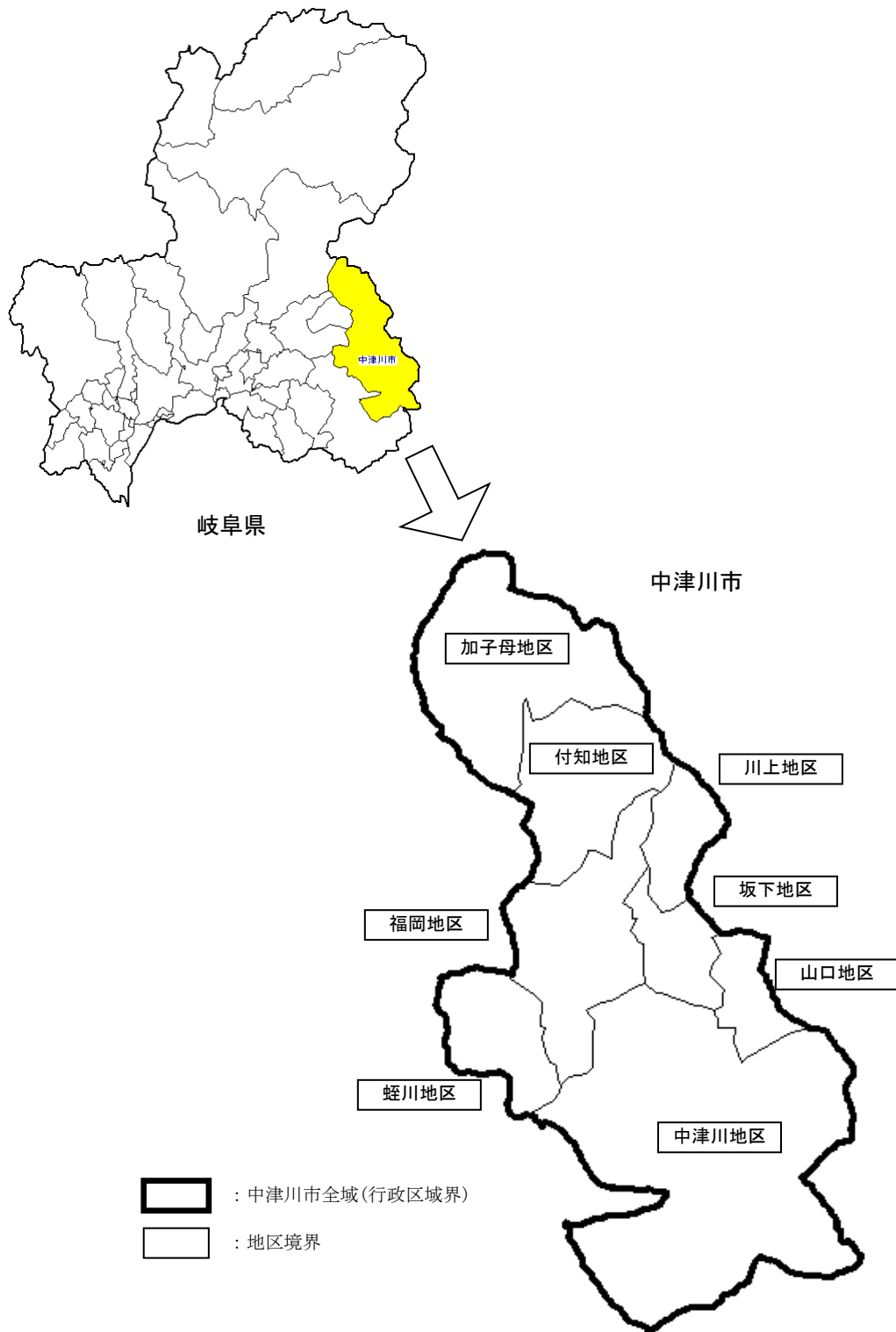


図1 中津川市の位置

添付資料2 目標の設定に関するグラフ

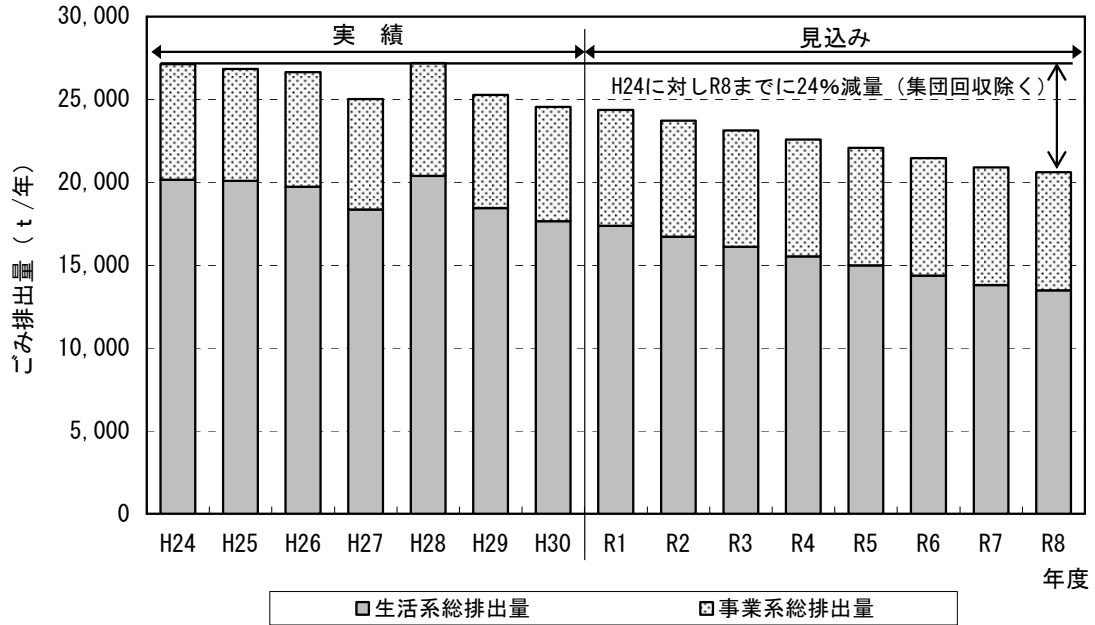


図2 減量化目標

表1 減量化・資源化等の目標

区 分	基 準 年 (H24)	目 標 (R8)
年 間 排 出 量 (集団回収されたごみを除く)	27,125 t/年	20,615 t/年以下 (H24比 -24.0%)
1人1日当たり生活系排出量 (資源物除くごみ)	626 g/人・日	460 g/人・日以下
再 生 利 用 率 ※	17.9%	27%以上
最 終 処 分 量	2,608 t/年	1,863 t/年以下 (H24比 -30%)

添付資料 3 分別区分説明資料（平成 31 年 4 月現在）

区分・品目	品 目	収集回数	排出方法	
燃えるごみ	紙くず、厨芥類（生ごみ）、プラスチック類、ゴム・革類、布類、木竹類、その他など	週 2 回	厨芥類（生ごみ）は水分をよく切ってから市の指定袋で排出	
燃えないごみ	陶器類、ガラス類、家電製品（家電リサイクル法対象品及びパソコンリサイクル対象品以外）、LED・電球等、刃物類、金物類等、その他など	月 1 回	市の指定袋で排出	
大型ごみ	家具類、スポーツ用品、大型鉄鋼製品、大型家電製品（家電リサイクル法対象品及びパソコンリサイクル対象品以外）、その他などの市の指定袋に入らない大きさで、140cm×90cm×200cm（角材・丸太は10cm×10cm×100cm）以下のもの	月 1 回（事前に申込み）	1点につき1枚のシール（500 円）を貼り、指定された場所に排出	
有害ごみ	スプレー缶・カセットボンベ等、電池類（ボタン電池）、ライター、蛍光灯・水銀体温計など	年 4 回 ～ 月 1 回	スプレー缶、カセットボンベは穴を開け、指定のコンテナへ排出	
硬質ごみ	電線・導線・針金、鋼板類、鉄筋類、鉄塊類、スチールパイプ類、工具類など	月 1 回	指定のコンテナへ排出	
資源ごみ	缶 類	飲料缶、缶詰、菓子缶、海苔缶など	月 1 回	中身を取り除いて水洗いし、指定のコンテナに排出
	ペットボトル	PET マークのあるペットボトル		ラベルとキャップを取り除き、水洗いして、指定のコンテナへ排出
	ビン 類	茶色ビン、透明ビン、青・黒・緑のビン		キャップを外し、水洗いして、色別に指定のコンテナへ排出
	新聞紙・ダンボール・雑誌	新聞紙、ダンボール、雑誌		ヒモで十字にしぼるなどしてリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	雑 紙（ごつがみ）	封筒、菓子箱、包装紙、パンフレット、紙製ファイル（金属・プラスチックは外す）		紙袋にまとめるか、ヒモで十字にしぼるなどしてリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	牛乳パック	牛乳パック		よく洗って、切り開き、乾かしてからリサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	食品トレー（白色）	食品用の発泡スチロールトレー		よく洗い、リサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	布類回収	衣類・肌着、毛布、シーツ、着物、カーテン、タオル、バスタオル、タオルケット、ダウンジャケットなど		透明なビニール袋に入れ、リサイクルボックスや資源回収、店頭回収ボックスに排出
	廃食用油	廃食用油（使用済み天ぷら油）		—

添付資料 4 現有処理施設の概要（令和元年10月1日現在）

番号	施設名称・種類	処理方式	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
1	中津川市環境センター ガス化溶融施設 (エネルギー回収推進施設)	流動床式 ガス化溶融方式	燃えるごみ	98t/日	中津川市駒場2261-6	平成16年4月	基幹的整備改良 事業対象施設
2	中津川市環境センター 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)	破碎圧縮併用方式	燃えないごみ、 大型ごみ	17t/日	中津川市駒場2261-6	平成16年4月	
3	中津川市環境センター リサイクルセンター (マテリアルリサイクル推進施設)	選別、圧縮、破碎、 減容、貯留	資源ごみ	4.9t/日	中津川市駒場2261-6	平成28年4月	
4	中津川市環境センター 最終処分場 (最終処分場)	サトイッチ方式	不燃物、 飛灰・脱塩残渣	73.167m ³	中津川市駒場2261-6	平成16年11月	
5	中津川市汚泥処理センター (有機性廃棄物リサイクル推進施設)	浄化槽汚泥対応型 (膜分離)脱窒素方式 ＋リン回収方式	し尿、浄化槽汚泥等	65kℓ/日	中津川市福岡3546-2	令和元年12月	

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和元年度)

1 地域の概要

(1)地域名	中津川市	(2)地域内人口	78,486 人	(3)地域面積	676.45 km ²
(4)構成市町村等名	中津川市	(5)地域の要件*	人口	面積	沖繩 離島 奄美 奄美 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が 含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見直し：				
	設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)							目 標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	6,920	6,669	6,823	6,826	6,908	7,125 (H30比 +3.1%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.66	1.62	1.69	1.69	1.71	1.76 (H30比 +5.9%)	
	生活系 総排出量(トン)	19,722	18,356	20,383	18,457	17,649	13,490 (H30比 -23.6%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	231	209	244	221	213	168 (H30比 -21.0%)	
合 計 事業系生活系排出量合計(トン)	26,642	25,025	27,206	25,283	24,557	20,615 (H30比 -16.1%)		
再生利用量	70 (0.3%)	64 (0.3%)	53 (0.2%)	51 (0.2%)	46 (0.2%)	45 (0.2%)		
直接資源化量(トン)	5,495 (18.1%)	5,422 (18.8%)	5,240 (17.2%)	5,284 (18.4%)	4,807 (17.4%)	6,882 (27.1%)		
総資源化量(トン)	5,777	5,573	2,736	5,824	5,636	3,610		
エネルギー回収量	22,427 (84.2%)	21,098 (84.3%)	22,748 (83.6%)	20,927 (82.8%)	20,454 (83.3%)	16,662 (80.8%)		
減量化量(中間処理前後の差 トン)	2,420 (9.1%)	2,280 (9.1%)	2,415 (8.9%)	2,503 (9.9%)	2,356 (9.6%)	1,863 (9.0%)		
最終処分量								

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定 (1/2)

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
エネルギー回収施設	中津川市環境センター ガス化炉	中津川市	流動床式ガス化炉	98 トン	1116.1	未定	未定	
不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	中津川市環境センター 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	中津川市	破砕圧縮併用方式	17 トン	1116.1	未定	未定	
リサイクルセンター	中津川市リサイクルセンター	中津川市	選別・圧縮・破砕等	1.9 トン	1128.1	未定	未定	

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定 (2/2)

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	開始年月	廃止又は休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	備考
最終処分場	中津川市環境センター 最終処分場	中津川市	サンドイッチ方式	73,167 m ³	H16.11	未定	未定	
し尿処理施設	中津川市汚泥処理センター	中津川市	浄化槽汚泥対応型 (膜分離・脱窒素方式) +リン回収方式	65kℓ/日	R元.12	未定	未定	

(2) 更新 (改良) ・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月日	更新 (改良) ・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
エネルギー回収施設	中津川市環境センター	中津川市	流動床式ガス化溶融炉	98 t/日	R7.3	既存施設の機能回復及び先進的設備導入によりCO2排出量を3%以上削減する	未定	

4 生活排水処理の現況と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
総人口		81,108	80,436	79,775	79,093	78,486	集計中	72,000	
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	43,930	41,774	38,459	38,568	38,980	集計中	38,245	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	54.2%	51.9%	48.2%	48.8%	49.7%	集計中	53.1%	
集 落 排 水 施 設	汚水衛生処理人口	8,356	7,525	6,949	6,845	6,614	集計中	6,032	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.3%	9.4%	8.7%	8.7%	8.4%	集計中	8.4%	
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	14,982	14,979	15,167	15,127	15,039	集計中	15,516	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	18.5%	18.6%	19.0%	19.1%	19.2%	集計中	21.6%	
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	13,840	16,158	19,200	18,553	17,853	集計中	12,207	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	中津川市	3,583	11,668	平成元年4月	480	1,248	R8	
その他地方単独事業	中津川市	165	895	平成12年4月	0	0	-	

様式1 添付資料1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

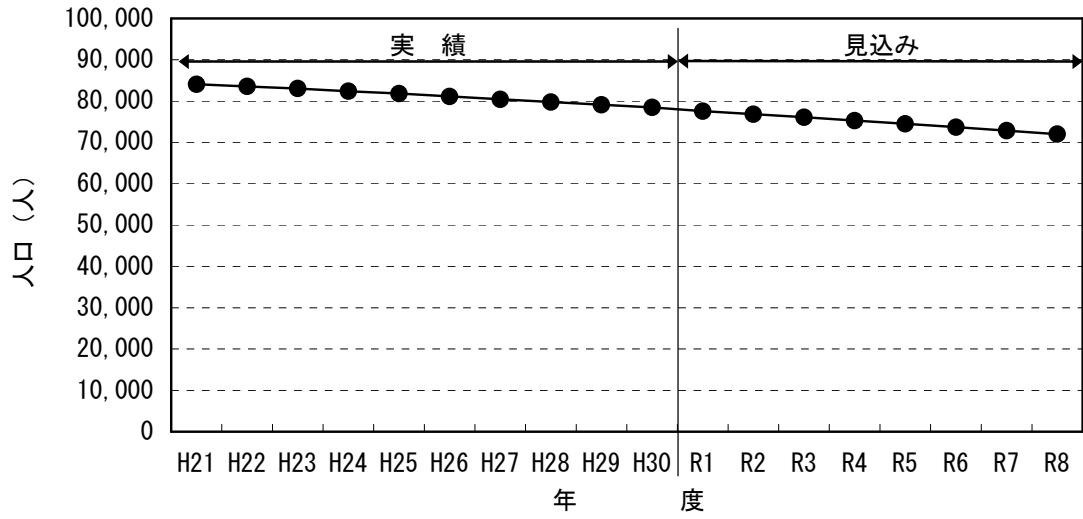


図1 人口の推移

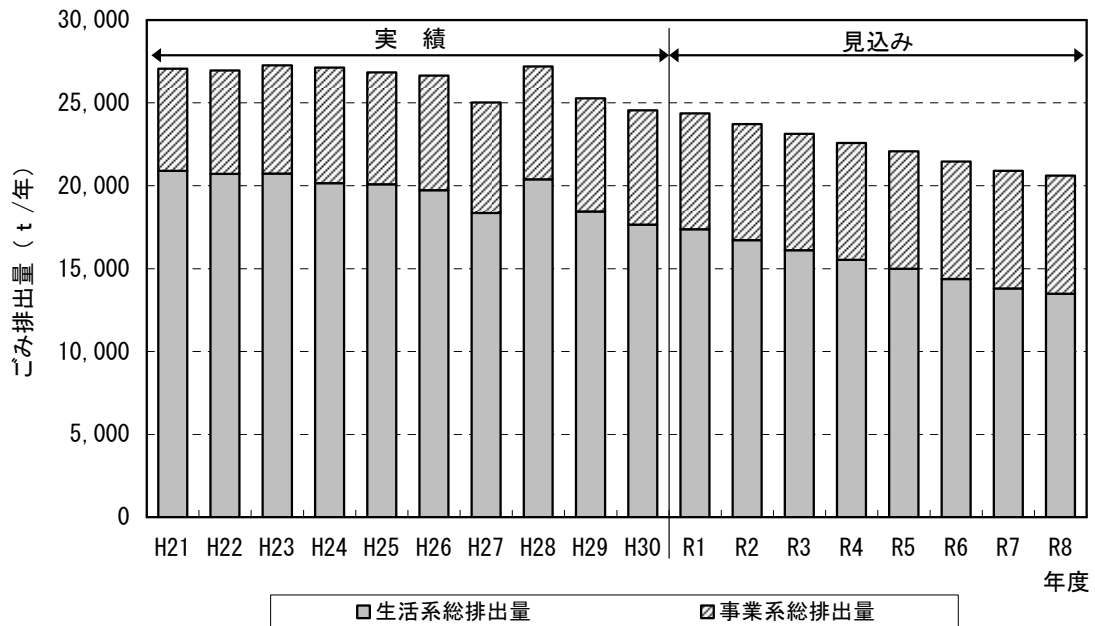


図2 ごみ量の推移 (集団回収されたごみを除く)

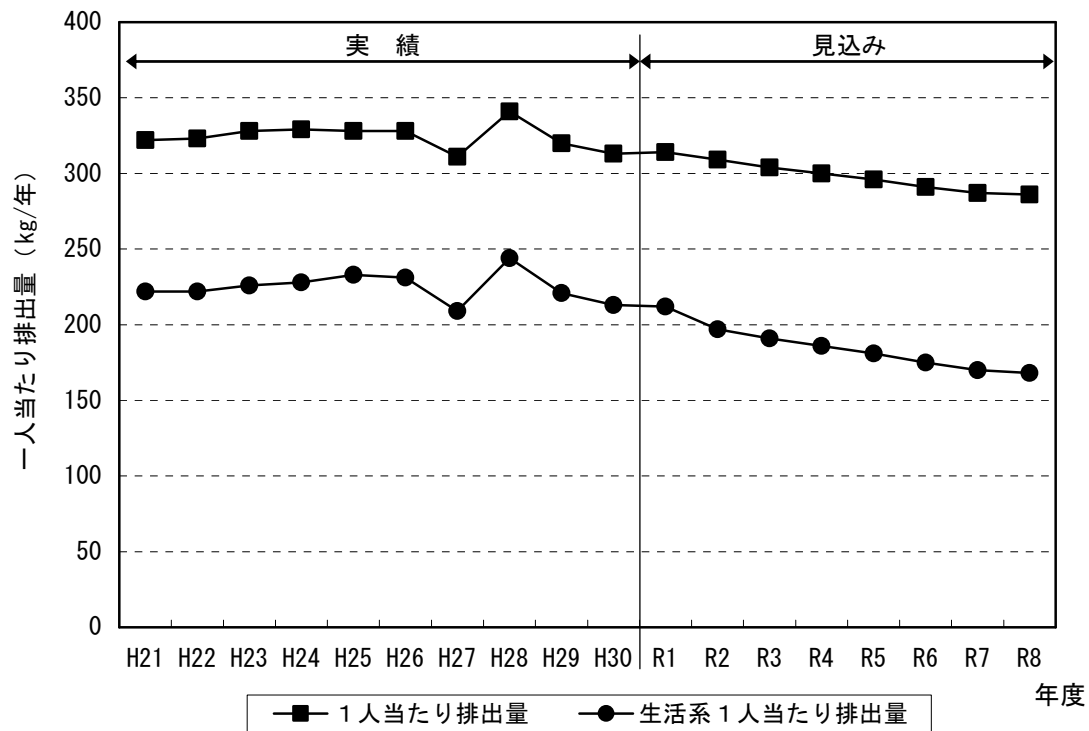


図3 一人当たり排出量の推移（集団回収されたごみを除く）

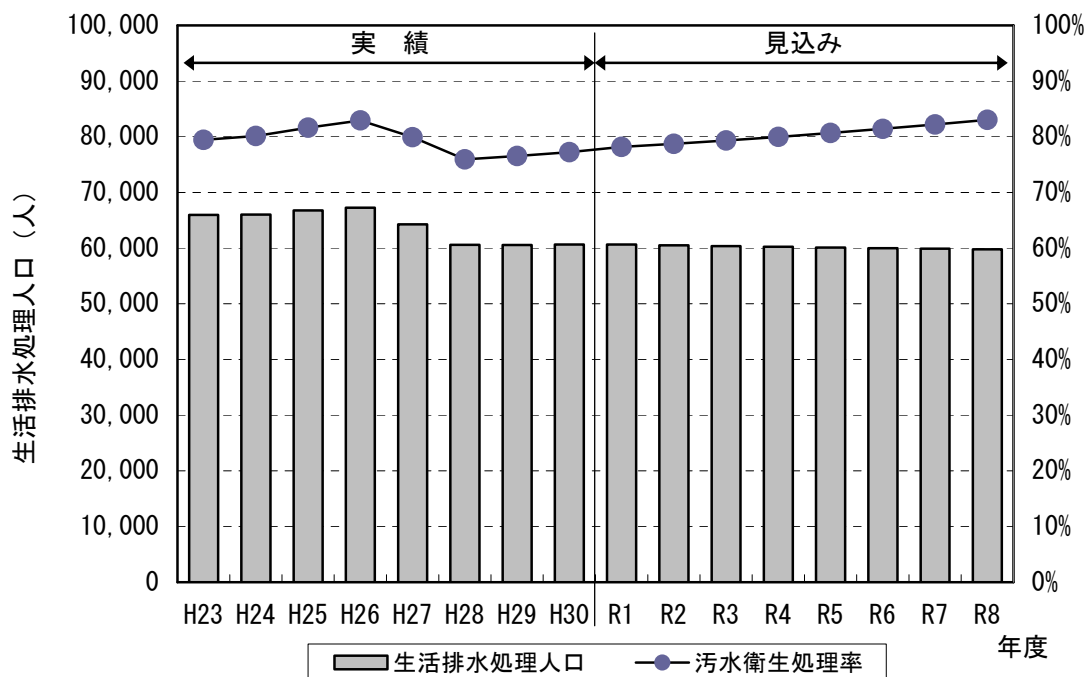
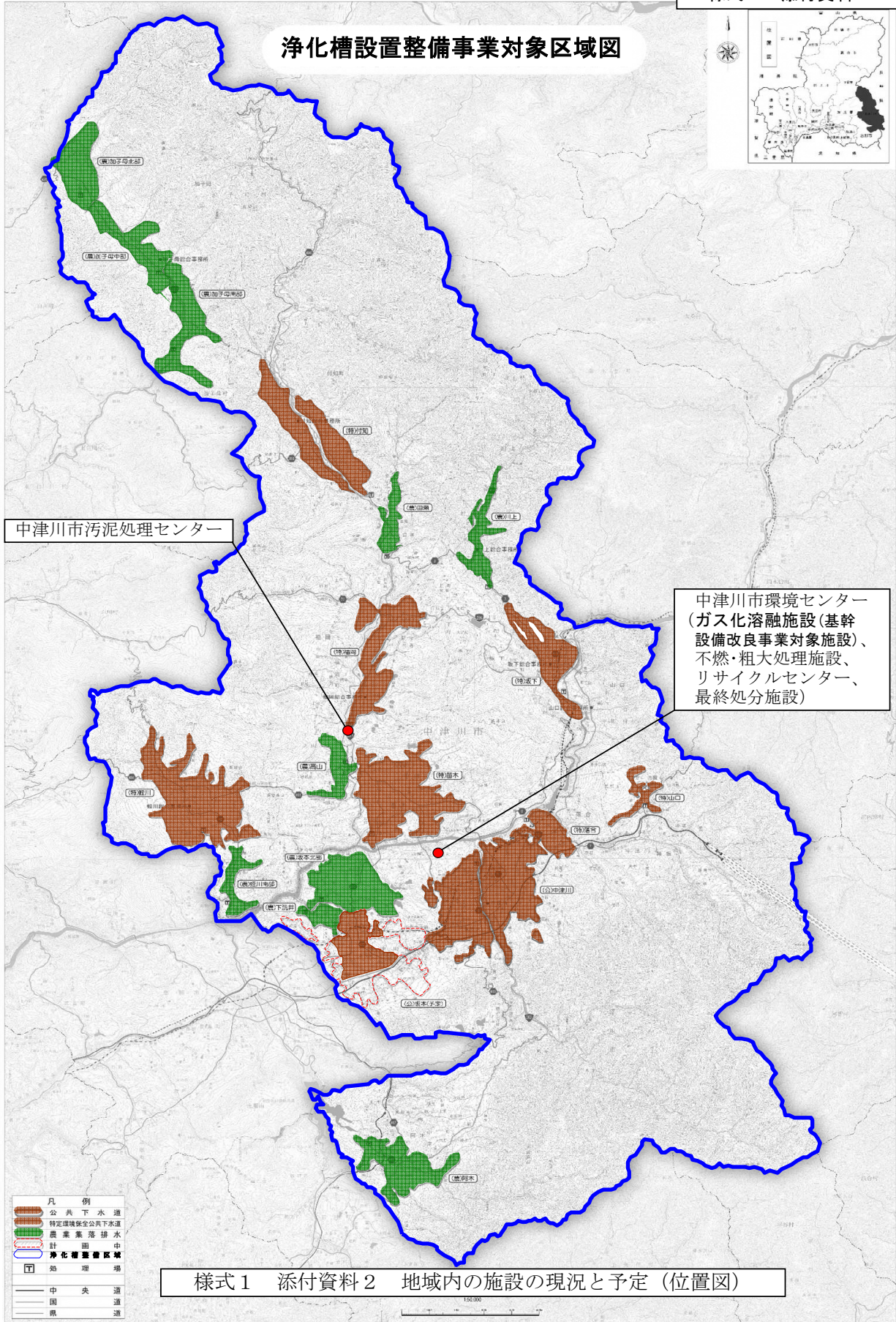
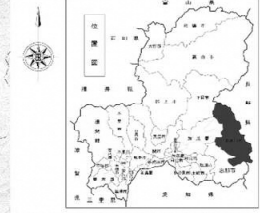


図4 生活排水処理人口と汚水衛生処理率の推移

浄化槽設置整備事業対象区域図



中津川市

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（令和元年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規 模	事業期間 交付期間	総事業額(千円)										備 考				
					令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度		
○エネルギー回収等に関する事業						2,238,225	168,025	306,674	407,160	840,158	516,208	0	1,518,767	0	195,562	833,602	489,603	0	
						2,238,225	168,025	306,674	407,160	840,158	516,208	0	1,518,767	0	195,562	833,602	489,603	0	
						2,238,225	168,025	306,674	407,160	840,158	516,208	0	1,518,767	0	195,562	833,602	489,603	0	
○浄化槽に関する事業						228,600	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	228,600	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	
						228,600	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	228,600	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	
合 計						2,466,825	206,125	344,774	445,260	878,258	554,308	38,100	1,747,367	38,100	233,662	871,702	527,703	38,100	

※1 事業番号については、計画本文3の表4に示す事業番号及び構式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、構式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	3Rの推進	3R推進運動の継続	中津川市	R 2	R 7	—	不要品紹介制度の検討、啓発プラザ活用及びリサイクル品販売の継続、リサイクルボックスの利用促進、店頭回収の活用等						
	12	環境教育、普及啓発、 助成等	ごみの排出抑制・資源化 等に係る体系的かつ継続 的な施策展開	中津川市	R 2	R 7	—	公共施設等を活用した広報・啓発活動 環境情報のタイムリーな提供、情報の質の充実 学校教育、生涯学習、勉強会等を通じた広報・啓発活動 参加・体験型の活動の場や機会の充実 助成・補助制度等の見直し・充実 活動リーダーの設置・育成、交流ネットワークの構築						
	13	ダンボールコンポスト の普及啓発	ダンボールを利用した生 ごみ堆肥化の推進	中津川市	R 2	R 7	—	ダンボールコンポストの普及促進に向けた啓発等						
	14	レジ袋の削減、詰替商品 の購入促進	レジ袋削減の啓発、マイ バッグや詰替商品の使用 促進	中津川市	R 2	R 7	—	レジ袋削減、マイバッグ・詰替商品の使用促進のための啓発等						
	15	有料化導入効果検証	料金徴収方法や処理手 数料が適切か検証	中津川市	R 2	R 7	—	調査・検証・調整、必要に応じて協議会等の開催						
	16	生活排水対策の啓発	集合処理施設の接続及 び合併処理浄化槽への 転換等、生活排水対策の 啓発	中津川市	R 2	R 7	—	生活排水対策の必要性及び重要性の啓発、 家庭で行える生活排水対策等の周知徹底等						
処理体制 の構築、変 更に関するもの	21	環境負荷の少ない適 正処理・処分の実施	資源ごみ品目拡大の検討 及び適正処理の推進	中津川市	R 2	R 7	—	資源ごみ品目拡大の検討 R1から実施の廃食用油等の分別収集の啓発と適正処理の実施						関連事業 1
	22	事業系一般廃棄物対 策	排出抑制・資源化に係る 計画作成の指導・啓発	中津川市	R 2	R 7	—	排出抑制・再資源化に係る計画作成の指導・啓発						関連事業 1
	23	産業廃棄物対策	排出者責任の徹底	中津川市	R 2	R 7	—	排出者責任の徹底						関連事業 1
処理施設 の整備に 関するもの	1	エネルギー回収施設 基幹的設備改良事業	機能回復、先進設備導入 によるCO ₂ 排出量削減	中津川市	R 2	R 6	○	基幹的設備改良事業 施工監理						関連事業 21、22、 23
	2	合併処理浄化槽 整備	浄化槽設置整備事業の 継続	中津川市	R 2	R 7	○	合併処理浄化槽の設置整備						関連事業 16
施設整備 に係る計 画支援に 関するもの														
その他	41	再生利用品の需要拡 大	処理コストの効率化・適正 化	中津川市	R 2	R 7	—	処理コストの低減、適正化に係る検討 溶融スラグの有効利用促進						
	42	小型家電等のリサイ クルに関する普及啓 発	関係団体等との協力によ る普及啓発	中津川市	R 2	R 7	—	個別法等の周知徹底 協力体制の強化						
	43	不法投棄対策	連絡体制の強化・充実	中津川市	R 2	R 7	—	予防策の徹底 連絡・連携体制に係る調整						
	44	災害廃棄物処理	広域的連携体制の構築	中津川市	R 2	R 7	—	周辺地域等との調整						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	中津川市
(2) 施設名称	中津川市環境センター ガス化溶融施設
(3) 工期	令和2年度 ～ 令和6年度
(4) 施設規模	処理能力 98 t/日 (49 t/日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続流動床式ガス化溶融処理方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 10%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱利用率 -%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※1	処理能力の回復及び先進的設備の導入により二酸化炭素の排出抑制を図るため、基幹的設備改良事業を実施する。(二酸化炭素削減率3%以上) ガス化溶融施設で発電した電力は売電し、溶融に伴い生じた熱エネルギーは場内給湯にて利用する。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kwh/ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	2, 238, 225 千円
------------	----------------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 岐阜県

(1) 事業主体名	中津川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事を目的とする。</p> <p>整備する浄化槽は、BODの除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l以下の機能を有し、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録され、かつ、社団法人全国浄化槽団体連合会の機能保証制度又は、社団法人岐阜県浄化槽連合会の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているものとする。</p>
(4) 事業期間	令和 2年度 ～ 令和 7年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>浄化槽設置整備事業実施要綱第3条(1)</p> <p>ア(キ);その他人口増加が著しい等前記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域</p> <p>イ(イ);水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十四条の七第一項に規定する生活排水対策重点地域</p>
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 228,600 千円</p> <p>うち (以下の事業を実施する場合)</p> <p>・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円</p> <p>・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円</p>

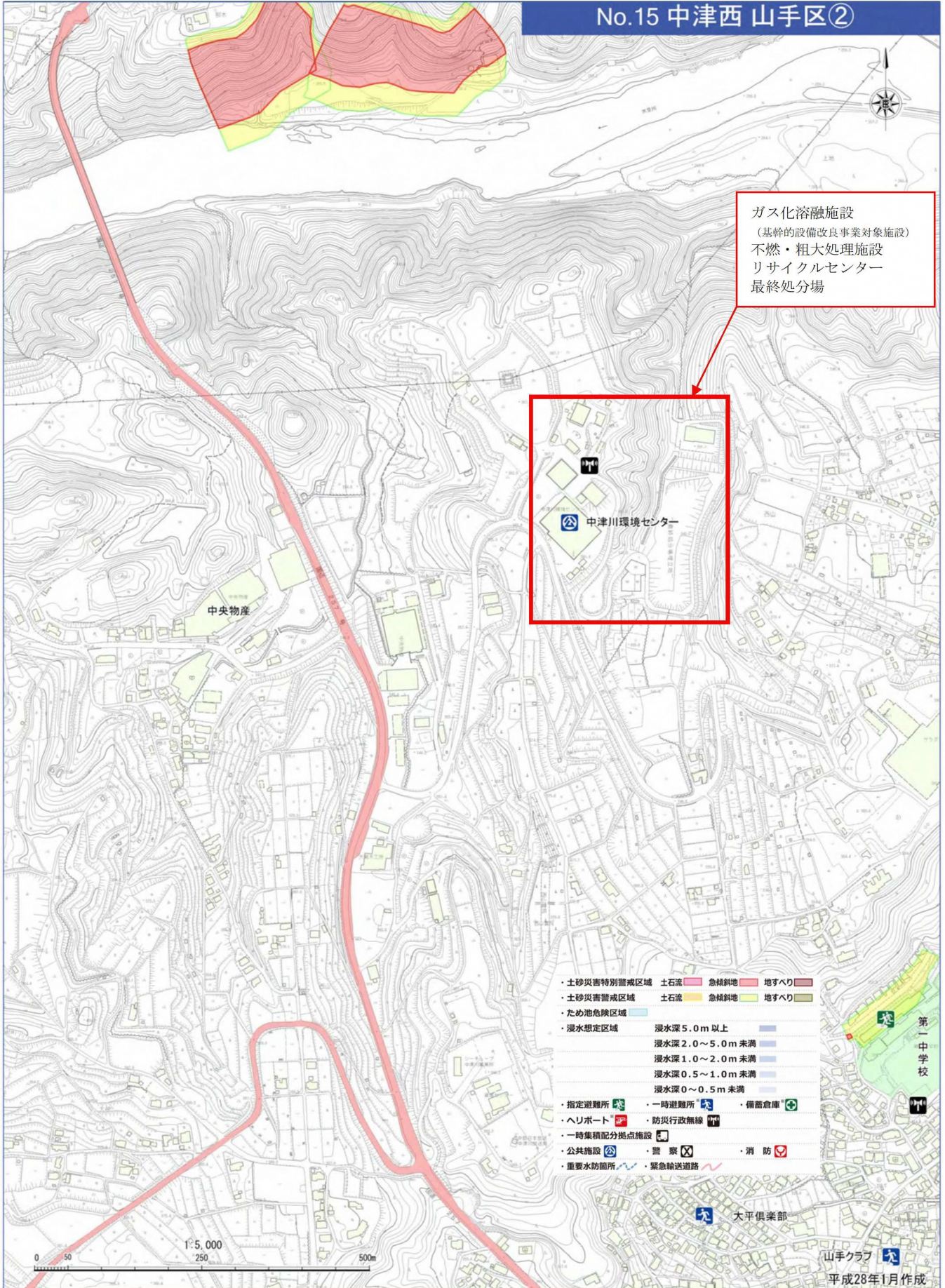
○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (1,248 人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	240基 (576人分)	109,260千円	109,260千円	109,260千円
6～7人槽	210基 (588人分)	102,060千円	102,060千円	102,060千円
8～10人槽	30基 (84人分)	17,280千円	17,280千円	17,280千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	千円	千円	千円
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合計	480基 (1,248人分)	228,600千円	228,600千円	228,600千円

中津川市土砂災害ハザードマップ

No.15 中津西 山手区②



中津川市土砂災害ハザードマップ

No.240 福岡 野尻

